

施設工事請負契約における設計変更ガイドライン

令和5年7月

東日本高速道路株式会社

I. ガイドライン策定の背景・目的	4
1. 策定の背景.....	4
1.1. 発注者の認識.....	4
2. ガイドライン策定の目的.....	5
II. 契約変更の定義	7
1. 契約変更とは.....	7
2. NEXCO 東日本での総価契約.....	8
3. 契約書類の用語の定義等.....	8
3.1. 用語の定義.....	8
3.2. 工事請負契約における契約書類の体系.....	9
III. 発注時における留意事項	10
1. 条件明示.....	10
1.1. 契約条件の適切な明示.....	10
1.2. 明示すべき条件の視点.....	10
2. 積算上の留意点.....	12
2.1. 施工条件の適切な設定.....	12
2.2. 積算基準の適切な運用及び適用できない場合の見積等の活用.....	12
3. 工期の設定.....	12
3.1. 工事工程の共有.....	12
IV. 入札時における留意事項	16
1. 入札手続き中の設計図書の疑義の解決.....	16
V. 契約変更	17
1. 契約変更のフローと関係する条文.....	17
2. 契約書における契約変更に係る条文の解説.....	18
2.1. 総則(第 1 条第 5 項) (書面主義).....	18
2.2. 条件変更等(第 18 条).....	18
2.3. 設計図書の変更(第 19 条).....	22
2.4. 工事中止(第 20 条).....	23
2.5. 著しく短い工期の禁止(第 21 条).....	25
2.6. 受注者の請求による工期延長(第 22 条).....	25
2.7. 発注者の請求による工期の短縮(第 23 条).....	26
2.8. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(第 26 条).....	28
2.9. 評価項目未履行の場合の措置(総合評価落札方式により落札者決定した工事に適用) (第 26 条の 2).....	30
2.10. 臨機の措置(第 27 条).....	30
2.11. 一般的損害(第 28 条).....	31

2.12.	第三者に及ぼした損害(第 29 条)	31
2.13.	不可抗力による損害 (第 30 条)	32
2.14.	支給材料及び貸与品(第 15 条)	32
2.15.	設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等(第 17 条)	33
2.16.	VE提案(第 19 条の 2)	33
2.17.	前払金等の不払に対する工事中止(第 44 条)	33
3.	設計変更の対象となる具体例	34
3.1.	図面と仕様書が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項一)	34
3.2.	設計図書に誤謬または脱漏がある場合(契約書第 18 条第 1 項二)	34
3.3.	設計図書の表示が明確でない場合(契約書第 18 条第 1 項三)	34
3.4.	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項四)	34
3.5.	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(契約書第 18 条第 1 項五)	35
3.6.	発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合(契約書第 19 条)	35
3.7.	「設計図書の照査」が照査の範囲を超える場合	35
3.8.	受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合	35
3.9.	工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合(契約書第 20 条)	36
3.10.	賃金または物価の変動により請負代金額が不適当となった場合(契約書第 26 条)	36
3.11.	第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合 (契約書第 27 条)	36
4.	設計変更の対象とならない具体例	37
5.	その他の受発注者間の手続きについて	38
5.1.	部分使用の手続き	38
VI.	工期・請負代金額の変更方法	40
1.	工期の変更方法(第 24 条)	40
1.1.	工期変更協議の手続き	40
2.	請負代金額の変更方法(第 25 条)	41
2.1.	設計変更における請負対象額	41
2.2.	一時中止に伴う増加費用の協議	41
3.	その他	48
3.1.	仮設・任意の取扱いについて	48
VII.	受発注者間のコミュニケーションについて	49
1.	設計施工協同連絡会議(三者協議会)	49
1.1.	三者協議会の目的	49
1.2.	三者協議会を実施する工事	49
1.3.	三者協議会の開催時期	50
1.4.	三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用の負担	50

1.5. 三者協議会の内容	50
2. ワンデーレスポンス	50
3. ウィークリースタンス.....	51

I. ガイドライン策定の背景・目的

1. 策定の背景

NEXCO 東日本では、「高速道路の効果を最大限発揮させることにより、地域社会の発展と暮らしの向上を支え、日本経済全体の活性化に貢献する」ことを企業理念として掲げ、公正で透明な高速道路の管理運営・建設事業を行い、その過程で数多くの工事を請負契約により実施している。

これらの工事は、多種多様な現地の自然条件・環境条件のもとで施工されるとともに、高速道路をご利用になるお客さまの安全・安心・快適・便利を損なわないよう実施する場合があるなど特殊性を有している。そのため工事完成に必要となる各種条件を提示したうえで調達手続きを行っているが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更(契約変更)が避けられない場合が生じる。

工事内容の変更にあつては、契約書類に基づいて変更手続きを行っているところではあるが、「条件明示が統一されていないため、契約変更の判断が発注組織などにより相違がある」、「施工条件の確認や、契約変更のために必要となる設計図書の照査の範囲や工事内容の変更等による補助業務の定義が不明瞭」、「変更部分の工事費算出の協議の難航」、「工事の一時中止の指示が適切な時期に通知されていないケースや、一時中止を通知した後の中止期間における現場の管理方法及び受注者の体制など受発注者間で共通認識がなされていない」など、請負工事の変更にあたっての受注者側からの意見が挙がっている。

1.1.発注者の認識

国土交通省は、品確法・建設業法・入契法等の改正の趣旨として以下のとおり公表している。

平成 26 年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正(以下、「担い手3法」という。)し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を定積に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されました。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。

今回、新たな改題に対応し、5年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手3法」として、令和元年 6 月 14 日に再び品確法と建設業法・入契法が改正されました。

NEXCO 東日本は公共工事の発注者として法改正の趣旨を踏まえ、働き方改革の推進、生産性向上への取組み、災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保、調査・設計の品質確保等の重要課題を十分認識のうえ業務に取り組む必要がある。

【参考】公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)

(平成 17 年法律第 18 号・令和元年 6 月 14 日一部改正)

【基本理念】

第三条

1 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基

盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

【発注者の責務等】

第七条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約相手先の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

2. ガイドライン策定の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条「基本理念」第8項に「公共工事の品質は、これを確保する上で、公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。」と示されている。

施設工事においても、工事請負契約書頭書に「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意

に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」との記載があり、契約を履行する上でも同法の理念が求められている。

従って、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれが、契約の目的、内容について十分理解したうえで合意し、契約を締結し、役割分担を適切に行ったうえで、契約の履行にあたらなければならない。

本ガイドラインは、NEXCO 東日本の施設工事請負契約において契約変更を行う際に、工事請負契約書(以下、「契約書」という)や関連法令¹に従って、発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れを明示することで、価格と品質に優れた調達を実現し、円滑かつ公正適切な契約手続きに資することを目的として策定したものである。

¹ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)、「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)

II. 契約変更の定義

1. 契約変更とは

契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更または工期の変更の決定に基づき、契約の変更を行うものをいう。

建設業法第19条第1項の規定によれば、建設工事の請負契約を締結するに当たり、(i)「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更」(第八号)、及び(ii)「当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め」(第六号)を、書面又は電磁的方法(同上第三項)により明らかにすることとなっている。

設計変更

(1) 概説

工事の請負契約においては、当初の設計・仕様書どおりに施工することが困難な事例が多い。ことに、大規模な工事やダム・トンネル等の土木工事の場合には予測しない困難に遭遇することがあり、また、発注者の都合で契約の内容を変更したりすることがあるが、このような場合には原契約の工事の追加や減少、契約外の工事の追加を伴うことが多く、また、当初の計画どおり実施することができなくなることもある。

(2) 定義

いったん決定した設計の一部又は全部を変更することを広義の設計変更(業界で一般に「設計変更」といわれているのは、この広義の設計変更を意味している。)という。この広義の設計変更には、①工事内容の同一性を失わしめない程度の変更と、②工事内容の同一性を失わしめる程度の変更の二つが含まれているが、前者(①の場合)が狭義(本来の意味)の設計変更である。

(3) 設計変更の限界

広義の設計変更には、①工事内容の同一性を失わしめない程度の変更と、②工事内容の同一性を失わしめる程度の変更との二つが含まれていることは前述のとおりであり、この二者を区別する実益は、前者(①)の場合は原契約の単価に拘束されることがあるが、後者(②)の場合は、これに拘束されないで両当事者の合意によって定められる新単価が適用される点である。

[高柳岸夫・有川博共著(2012)『平成二十四年増補改訂版 官公庁契約精義』、建設総合資料社]

公共調達における通念上、当初契約を変更する場合には、当初の契約手続きでもって選定した契約相手方を、そのまま変更契約の相手方とする正当性を維持するため、契約内容を著しく大きく変更することのないよう注意する必要がある。

なお、電気通信工事共通仕様書、機械工事共通仕様書、建築工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という)に契約変更を行う場合が明記されている。

共通仕様書 1-37-1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章 1-29-1 の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第 39 条に規定する部分引渡しを行う部分の精算を行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 支払限度額が設定されている工事において、その支払限度額を変更する場合
- (6) 工事施工上必要があると認める場合

2. NEXCO 東日本での総価契約

NEXCO 東日本の施設工事請負契約では、「総価契約」方式を採用している。これは、競争入札を総価で行い、契約締結後、発注者は受注者に請負代金内訳書の提出を求めるものである。その請負代金内訳書は、発注者が受注者の考え方、予定等を了知するための参考資料であり、請負代金の変更は、発注者・受注者の協議で定めるものである。

3. 契約書類の用語の定義等

3.1.用語の定義

共通仕様書「1-2 用語の定義」において契約書類に使用する用語が定義されている。本ガイドラインにおいても、この定義に従って用語を使用する。

共通仕様書 1-2 用語の定義 [抜粋]

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。
また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。
- (4) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更または追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあつては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

3.2.工事請負契約における契約書類の体系

「契約書第 1 条」及び「共通仕様書 1-2 用語の定義」に規定する工事請負契約における、発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおりである。

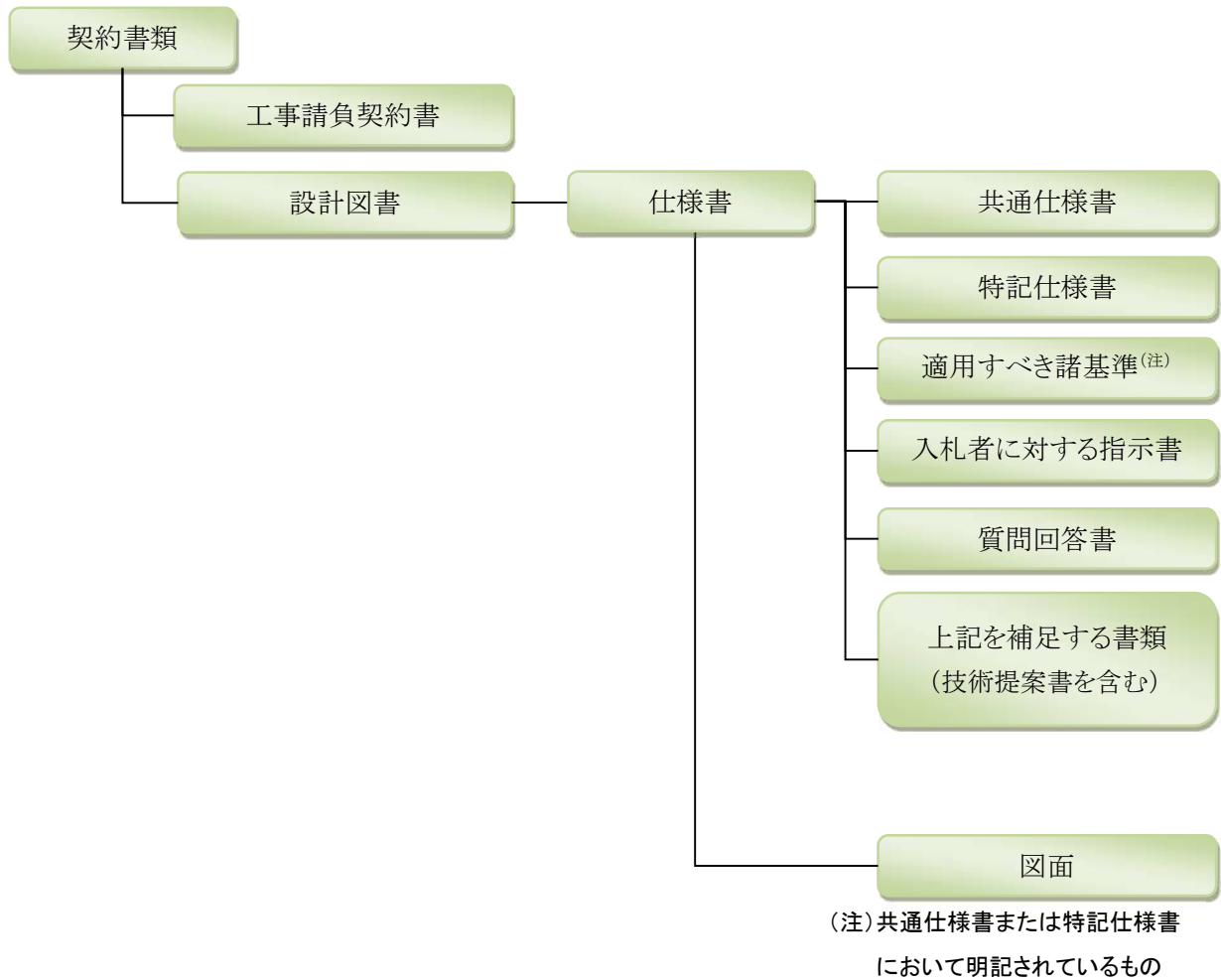


図 1 契約書類の体系

III. 発注時における留意事項

工事では、施工の進捗により当初予見できなかった自然条件の変更、埋蔵文化財等の支障物の発生、関連工事・関連事業との工程調整等、当初の条件を変更せざるを得ない場合が多く発生する。

しかし、施工条件の明示が充分でないと、設計変更が円滑に行われないこととなる。このため、当初契約時に適切に施工条件を設計図書に明示するため、次の点に留意する必要がある。

1. 条件明示

1.1. 契約条件の適切な明示

発注者が契約書類に示す契約条件は、発注者にとっては積算の前提条件であり、受注者にとっては、工事を施工する工程・体制等の判断基準になり、見積額を算定する条件となる。

条件明示が不十分・不明瞭であると、受発注者間の認識の違いにより適切な変更が行われない恐れがある。

従って、契約後に、受発注者間で設計変更に関する認識に齟齬が生じることがないように、適切な条件明示を行い受発注者間の共通認識とすることが必要である。

表 1 受発注者双方の視点から見た条件明示の必要性

発注者	受注者
適切な契約制限価格を算出するための条件	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;">工事工程を検討するための前提条件</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;">工事の実施体制を検討するための前提条件</div> </div>
入札参加者に求める技術要件を設定するための条件	↓
求める工事目的物を受注者に伝達	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;">見積金額を算出するための条件</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;">工事目的物の適正な品質を確保するための条件</div> </div>

1.2. 明示すべき条件の視点

契約条件(施工条件)を明確にすることにより、仮に契約後に工事内容の追加変更が生じた場合または工期の変更が必要となった場合において、受発注者のどちらの責により変更が発生したか責任の所在が明確となり適切な契約変更が行える。

表 2 条件明示事例

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響があ

明示項目	明示事項
	<p>る場合は、その項目及び影響範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数 8. 構造物等の詳細設計等が未了の場合、制約を受ける内容及び完了見込み時期
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
環境保全関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合または発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容 3. 一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲の明示 4. 工事用道路を共同使用する場合の維持、終了後の処置の取扱いについて明示
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事物件等支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

明示項目	明示事項
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分引渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

2. 積算上の留意点

施設工事の発注に際しては、適切な条件明示はもとより、実施する現地状況、工事内容を勘案のうえ、適切な工事数量の設定と工事内容に応じた適正な積算が求められる。

下記について十分留意したうえで、工事目的物の品質確保ができるよう適正な発注金額を設定するよう努めなければならない。

2.1. 施工条件の適切な設定

発注者は、発注前に工事の施工範囲について現地踏査を行い、その結果に基づき、特記仕様書に現地条件を明記するとともに、現地条件を適切に反映した積算を実施しなければならない。

工事施工条件が不確定な状況においては、発注業務の施工条件の確定度の向上を図ったうえで発注手続きを開始すべきであり、契約変更を前提とした発注は厳に慎まなければならない。

2.2. 積算基準の適切な運用及び適用できない場合の見積等の活用

積算においては積算基準(当社の積算要領、単価ファイル、物価資料等や国土交通省等の公共事業発注機関の積算基準類)の適切な運用に努めることとするが、工事の規模、現地条件等により標準歩掛りを適用することが不合理と考えられる場合は、積算基準を勘案のうえ施工実態調査や見積により別途積算するものとする。また、施工対象箇所の施工条件等が特殊で積算基準を適用することが適当でない場合は、入札手続きの過程で入札参加者より見積の提出を求め、契約制限価格に反映させる方式もあるため、これらを活用し適切な契約制限価格を設定する必要がある。

3. 工期の設定

施設工事の工期は、施工場所、時期、施工順序、施工能力等を勘案し、準備期間、実作業期間、休止期間、後片付け期間について各々適切な期間を設定するとともに、当該工事に関する制約条件等を整理し、極力工期延期等が生じないように設定する必要がある。

3.1. 工事工程の共有

発注者は、長時間労働の是正など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境に配慮

して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、当初設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により後工程に影響を与えることが原因で、以後の長時間労働につながりかねないことから、発注時の適切な積算工程及び条件明示は重要なものである。

しかし、いかなる工事においても、不測の事態により当初の条件に変更が生じるリスクが潜んでいる。そのため受発注者間において、工程に影響を及ぼす可能性のある事項について明確にするとともに、相互に知り得た情報を逐次共有することが、その後の工程に与える影響を最小限にする、重要な事項である。

共通仕様書 1-19 施工計画書[抜粋]

1-19-5 工事工程の共有

- (1) 受注者は、本章 1-19-1 (2) に規定する計画工程表を作成するにあたって、工程に影響する事項がある場合、その事項（クリティカルパスを含む）及び処理対応者（「監督員」又は「受注者」）並びに処理対応時期を明記するものとする。
- (2) 前項の規定に従い作成した計画工程表を、施工期間にわたり受発注者双方で共有するものとする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、計画工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、適切に受発注者双方で修正した計画工程表を共有するものとする。

(1) 工事工程表への明示事項

受注者は、設計図書に示された条件に基づき、施工計画段階で工事工程表を作成する。明示する内容には、以下の内容を含むものとする。

- ① 工事工程表には設計図書に示された工事用地に関する事項、関連施設その他との関係、作業日及び作業期間に関する事項、関連工事との調整に関する事項等に記載された工事着手可能時期等、工程に影響する事項
- ② 工事工程表には、クリティカルを明示するものとする。また、工程が変更となった場合は、その都度クリティカルを再確認するものとする。
- ③ 施工計画に影響する懸案事項（未解決課題）がある場合は、その内容を明示するとともに、課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者（監督員又は受注者）及び対応期限を明示するものとする。

(2) 工事工程の共有

(1)により作成された工事工程表を、受発注者双方で確認し共有するものとする。当該工事工程表を共有することにより、お互いのクリティカルパスを把握することが可能となり、常に工程遅延をもたらす要因を排除すべく、より具体的に情報共有や意思疎通が図られ、適切な業務遂行に努めることが可能となる。

工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合は、速やかに工事工程表の記載事項を修正するとともに、受発注者間で修正した工事工程表を共有するものとする。このとき工程の変更理由が以下の①～⑤に示す、受注者の責に抛らない場合は、工期の延期等の適切な措置が講じられるよう、受発注者間にて協議するものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業の不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工期に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程表に変更が生じる事項が発生した場合には、共通仕様書及び本ガイドラインに記載の事項を参照し、発注者は工事一時中止の指示が必要な事項かを確認する必要があるため留意すること。

(3) 工事工程共有例

工事工程表

(工事名) ○○自動車道 ○○IC受配電自家発電設備工事
 (受注者名) 株式会社 ○○電気

(工期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (○○日間)

項目	令和○○年度							令和○○年度							備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		6月
準備工事																
機器製作																
○○IC受配電設備工事																
設置工・試験調整																
○○IC自家発電設備工事																
設置工・試験調整																
○○IC地下タンク工事																
設置工・試験調整																
○○IC受配電設備工事																
設置工・試験調整																
○○IC自家発電設備工事																
設置工・試験調整																
△△IC受配電設備工事																
設置工・試験調整																
△△IC自家発電設備工事																
設置工・試験調整																
竣工仕上げ																
特記事項																
1 着手可能時期																
△△IC受配電 令和○年○月																
△△IC自家発電 令和○年○月																
2 受電時期																
△△IC 令和○年○月																
3 行政手続等																
建設リサイクル法関係																
大気汚染防止法関係																
消防法関係																
危険物取扱い関係																
危険物取扱い関係																
4 部分供用																
受配電設備																
6 部分引渡し																
△△IC 令和○年○月																

IV. 入札時における留意事項

1. 入札手続き中の設計図書の疑義の解決

入札手続きにおいて、設計図書に対する質問が出された場合は、発注者は適切に対応しなければならない。提出された質問とその回答は「質問回答書」として、設計図書の一部となり、契約締結後に受発注者を拘束する契約書類となる。（「図 1 契約書類の体系」参照）

質問が多く出されることは、入札参加者が入札金額を算定するに際し、履行条件の明示が不足している等設計図書に不備があることを示すものとして認識しなければならない。よって、条件明示事例（「表 1-2 条件明示事例」参照）を参考に適切な条件明示に努める等設計図書の品質を高めることに注意を払わなければならない。

入札参加者は、契約書、設計図書の内容及び現場を把握のうえ、入札に臨まなければならない。この場合において設計図書について疑義があるときは、発注者の契約担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。質問書の提出は、入札参加者にとって入札条件の確認機会であり、質問書への回答は発注者にとって設計図書の適正化を図る機会である。よって質問書へ回答する場合には、不明確な条件明示や内訳項目と図面の齟齬等は、訂正しなければならない。

なお、設定歩掛等で設計金額（契約制限価格）の算出に直接係る質問への回答は、入札談合防止法²に抵触する恐れがあるため、回答を控えるものとする。

² 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 第 2 条第 5 項第 3 号」

V. 契約変更

1. 契約変更のフローと関係する条文

契約書の条文で、契約変更に関する規定は「条件変更等(第18条)」、「設計図書の変更(第19条)」及び「工事の中止(第20条)」等がある。

契約変更のフローは以下の通りである。

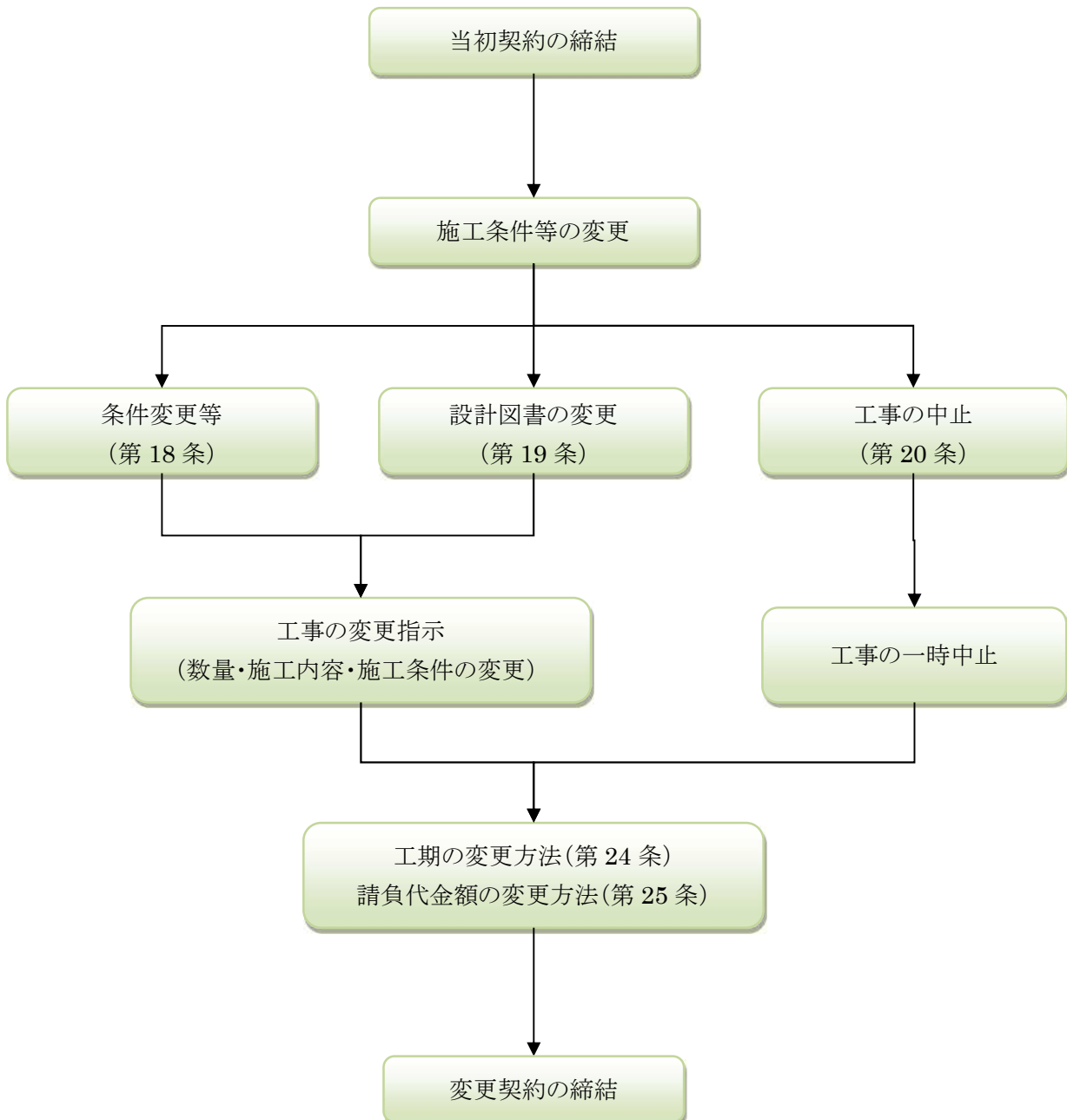


図 2 契約変更フローと関係する契約書の条文

2. 契約書における契約変更に係る条文の解説

2.1. 総則(第1条第5項) (書面主義)

契約書第1条第5項に規定されている通り、工事の施工に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

【契約書第1条要旨】

(総則) 第1条第5項

契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

施設工事の施工においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が「工事変更指示書」若しくは「工事打合簿」を発出し、工事の内容変更とともに、工期変更協議対象の有無を指示することとなっている(共通仕様書 1-29「工事の変更等」)。

しかし、工事変更指示書等が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る受発注者の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。

このことから、工事変更内容について書面にて受発注者間で確認し、共通認識としなければならない。

ただし、緊急を要する場合、その他の理由により監督員が受注者に対して口頭による指示をおこなった場合は、受注者はその指示に従うものとするが、監督員は速やかに書面により通知するものとする。

受注者は、監督員からの書面による通知がなされなかった場合において、その口頭指示から7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

2.2. 条件変更等(第18条)

(1) 設計図書の照査

受注者は、共通仕様書において、自らの負担により「設計図書の照査」が義務付けられている。

共通仕様書 1-5-2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実を確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

(2) 設計図書の照査の範囲

共通仕様書 1-5-2 の規定に基づき、発注者への変更確認を求めるため、受注者が作成すべき資料の範囲は以下のとおり。

- (1) 現場地形図 …………… 現場測量により用地境界、中心線、縦断、横断等を確認した実測横断図等の図面、及び地形変更を示す現況写真等を示す。
- (2) 設計図との対比図 …………… 現地地盤線の変更を当初設計図面へ反映した平面図、縦断図横断図及び構造物一般図等の概略図を示す。

- (3) 取り合い図 …………… 地盤線や地形変更に伴い生ずる当初設計図面と既設構造物の取り合い部分の変更概略図を示す。
- (4) 施工図等 …………… 条件変更に伴い当初設計図面との施工段取り及び仮設工法等施工手順の変更が必要となることを説明する概略施工図を示す。

監督員から詳細な説明または書面の追加要求など、「更なる追加資料」の指示があった場合は、その指示に従うものとする。なお、「更なる追加資料」には、新たに行う比較検討や構造計算が伴うものは含まれていない。

受注者が作成する「更なる追加資料」において、新たな比較検討や構造計算等を監督員が指示した場合に発生する費用は、発注者の負担において実施するものとする。

(3) 設計図書の照査の項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、巻末「設計図書の照査項目一覧表」の該当する項目の照査項目について実施するものとする。

また、照査項目一覧表の対象項目以外についても契約書第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 項に該当する項目については照査を実施するものとする。

(4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者が実施すべき「設計図書の照査」の範囲を超えるものとして、以下のものなどが考えられる。

なお、照査の範囲を超える事態が発生した場合は、監督員に書面により通知し、その対応について協議するものとし、協議の結果、受注者に追加指示した場合は発注者がその費用を負担するものとする。

《照査の範囲を超える具体例》

- (1) 現地測量の結果、大幅な配置の変更が生じ、配置図や配管配線図等を新たに作成する必要があるもの。または配置計画の見直しによる設計図面の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により作成したものは除く。
- (2) 施工の段階で判明した地盤の変更に伴い基礎図の再作成が必要となるもの。
- (3) 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- (4) 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- (5) 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- (6) 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が確認して採用した工法の比較検討は除く。
- (7) 「設計要領」等との変更適用に伴う修正設計。
- (8) 新たな工種追加により必要となる構造計算及び図面作成

(5) 発見と請求

受注者は、条件変更等に該当する事実を発見したときは、直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

【契約書第 18 条要旨】

(条件変更等)第 18 条

受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬または脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら同項各号に定める事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

(A) 契約後に受注者が行う現地踏査

受注者は、契約後に現地踏査を行い設計図書と現地条件の確認を行わなければならない。

その際に設計図書と現地条件が異なる場合には、受注者は直ちに発注者に通知し確認を請求しなければならない(第 18 条第 1 項)、受注者から確認の請求を受けた発注者は、受注者立会いのもと直ちに調査を実施しなければならない(第 18 条第 2 項)。

(B) 合同現地踏査

契約上は、受注者が現地踏査を行い、受注者からの請求を受けた場合に発注者は受注者立会いのもと調査を実施することとなっている。しかし、契約条件の共有や円滑な工事進捗に寄与する目的から、受注者の現地踏査には、発注者も立会うことが望ましく、現地状況等の把握のほか、工事の課題、契約内容についての確認を行い、受発注者双方が、契約の目的を共有し、円滑な工事進捗と適正な契約の履行に努めなければならない。

(6) 契約書第 18 条(条件変更等)関係の手続き

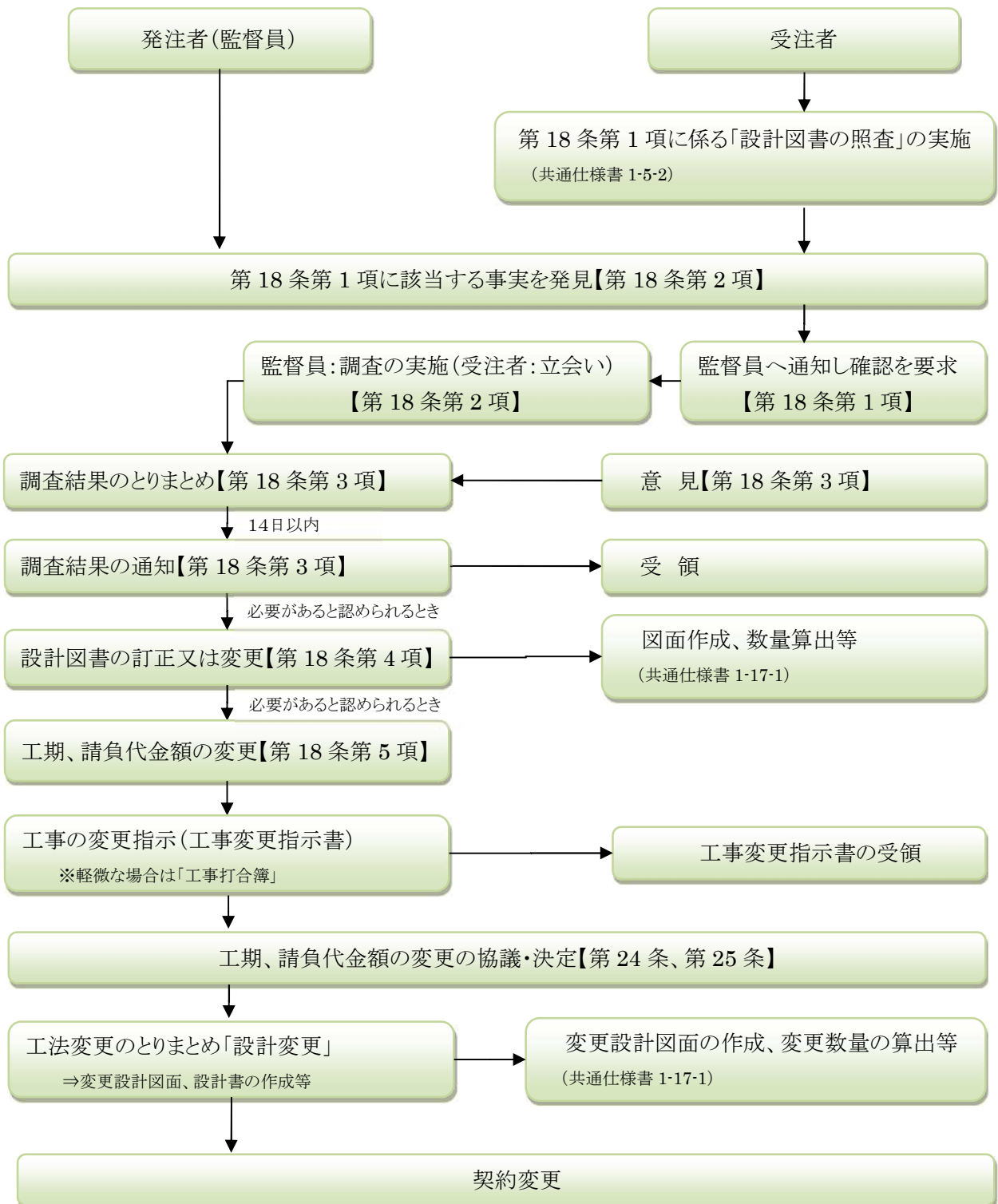


図 3 条件変更の手続きフロー

(7) 設計図書の訂正または変更の実施者

設計図書の訂正または変更は、契約書第 18 条第 4 項のとおり発注者が行わなければならない。

【契約書第 18 条要旨】

(条件変更等) 第 18 条第 4 項

前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(8) 工事内容の変更等の補助業務

共通仕様書 1-17-1「工事内容の変更等の補助業務」に規定する、設計図書の訂正または変更に伴う、受注者の負担で実施すべき補助業務の内容は次のとおりである。なお、補助業務の範囲を超える事態が発生した場合は、監督員に書面により通知するものとする。

共通仕様書 1-17-1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第 18 条及び第 19 条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

- (1) 工事内容の変更等に必要とする概略図面作成及び概算数量の算出
- (2) 施工方法の検討
- (3) 変更設計図面の作成

※ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度設計、電波障害調査等の特別な費用を要するものについては、その費用を発注者が負担する。

1-17-1 に規定する(1)～(3)については受注者の負担により実施するものであり、これを超える補助業務を受注者に指示する場合は、発注者がその費用を負担するものとする。

【契約書第 19 条要旨】

2.3.設計図書の変更(第 19 条)

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【補足】

発注者は、工事の施工途中において、その意思・判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合においては、第 18 条の条件変更等による場合と異なり、発注者の意思で設計図書を変更しなければならない。この場合、工期、請負代金額の変更を適切に行い、受注者が不利益を被ることのないようにしなければならない。

ただし、原設計を根本から変えるような変更が生じる場合には、別途契約を結ぶことが適当である。

2.4.工事中止(第 20 条)

(1) 発注者の中止指示義務

【契約書第 20 条要旨】

(工事の中止)第 20 条

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が著しく生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させなければならない。

(A) 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合。
 - 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(契約書第16条)施工できない場合
 - 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため(契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合
- ② 自然的または人為的な事象のため工事を施工できない場合。
 - 「自然的または人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘・調査、反対運動等の外的要因も含まれる。
 - 「工事現場の状態の変動」は、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、反対運動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。
- ③ 特記仕様書に特別な定めがある日を超過したために工事を施工できない場合
 - プラント敷地や敷材保管場所など発注者が使用させる敷地使用可能時期の遅延
 - 電気室や通信機械室などの着手可能時期の遅延
 - 工事に関連する諸施設の管理者との協議完了時期の遅延(使用可能時期、撤去移設時期)
 - 河川内等の施工時期や部分引渡時期の遅延

「工事を施工できないと認められるとき」とは客観的に認められる場合を意味し、発注者または受注者の主観的判断によって決まるものではない。従つて、「工事を施工できないと認められるとき」は、工事工程への影響の有無に係らず工事の中止を命じなければならない。

(B) 工事一時中止に伴う、現場代理人等の取扱いについては以下のとおり。

- ・ 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間は、原則として常駐・専任を要しない。(共通仕様書 1-7-2(1) 4)、1-7-2(2) 5)による)
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合は、技術者の途中交代が認められる。(共通仕様書 1-7-3 5)②による)

(2) 発注者の中止権

【契約書第 20 条要旨】

(工事の中止)第 20 条第 2 項

発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

【補足】

「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断。発注者が工事を中止することができるのは、工事の完成前に限られる。

(3) 工事の中止期間

発注者は、工事の全部または一部の施工を一時中止する必要を認めた時は、速やかに一時中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し及び中止理由、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な、管理体制等の基本事項を記載した「工事一時中止指示書」により受注者へ通知しなければならない。受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常「工事一時中止指示書」により通知する時点では中止期間が確定的でないことが多い。このような場合、発注者は、工事一時中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を「工事一時中止 解除通知書」により指示しなければならない。（※一時中止期間満了による工事再開の場合は省略。）

このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時点までとなる。

(4) 工事現場の保全・管理に関する基本計画書

発注者から工事の一時中止を書面により通知した場合において、受注者は基本計画書を監督員に提出するものとする。

共通仕様書 1-31-2 工事の一時中止における措置

契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、監督員が工事の全部または一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従うとともに、保全・管理に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。

(A) 基本計画書の作成及び提出

- ◇ 基本計画書は、一時中止指示時点で一時中止期間の工事現場の体制や保安全管理方法、再開に備えての方策、一時中止に伴い発生する増加概算費用について、受発注者間で確認することで、受発注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に作成するものとする。
- ◇ 基本計画書は、増加費用の算定の根拠資料となるものであり、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者に提出するものとする。
- ◇ 再開に備えての方策について、工事中止期間の見通しが明確でない場合は、再開が円滑に実施できるように講じる方策、体制の確保について明記するものとする。
- ※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の保全・安全のための維持管理は必要であることから、受注者は工事一時中止指示を受けた場合、基本計画書を作成し監督員へ提出することとする。

(B) 基本計画書記載内容

- ◇ 中止時点における工事の出来形、社員の体制、労働者数、搬入済みの材料及び建設機械器具等に関すること

- ◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - ・ 受注者の社員の体制、労働者数(必要な場合のみ)
 - ・ 現場点検の実施方法
 - ・ 天災等緊急時の対応、連絡体制
 - ・ 中止期間中の実施作業
 - ・ 中止期間中に現場存知が必要な建設機械器具・施設、その目的等
 - ・ 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- ◇ 再開に備えての方策
 - ・ 受注者の社員の体制
 - ・ 下請(主任技術者等)の体制(通常の下請契約 or 特別な確保策)
 - ・ 建設資機材の調達(通常の下請契約 or 特別な確保策)
- ◇ 上記の方策に伴う増加概算費用及び金額内訳
 - ※ 基本計画書に記載する増加概算費用については、工期確定に伴い変更が生じることから、あくまで概算であり、最終的な増加費用については別途協議するものとする。
- ◇ 管理責任
 - ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
 - ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

2.5.著しく短い工期の禁止(第 21 条)

【契約書第 21 条要旨】

(著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

【補足】

- ◇ 発注者は、工期の変更を行う場合においても、その工事に従事する者の労働時間などの労働条件が適正に確保されるよう、施工が困難な日数を考慮しなければならない。

2.6.受注者の請求による工期延長(第 22 条)

【契約書第 22 条要旨】

(受注者の請求による工期延長)第 22 条

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由の場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【補足】

- ◇ 発注者は、必要があると認められるときは工期を延長するものとするが、工期の延長が受発注者双方の責めに帰すべき事由でない場合は、請負代金額の変更は行わないものとする。(無償延長)
- ◇ 発注者は、工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由の場合は、請負代金額の変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。(有償延長)

参考: 契約書第 54 条(発注者の損害賠償請求等)

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 契約書第 47 条または第 48 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2.7.発注者の請求による工期の短縮(第 23 条)

【契約書第 23 条要旨】

(発注者の請求による工期の短縮) 第 23 条

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【補足】

受注者は、自己の施工能力上、短縮して工事を施工することができない場合を除き、請負代金額の適正な変更が行われる限り、短縮請求に応じなければならない。

なお、発注者が請求した日数の短縮を行えないときでも、施工能力上できる限り可能な日数の協議に応じるものとする。

工事一時中止関係の手続き

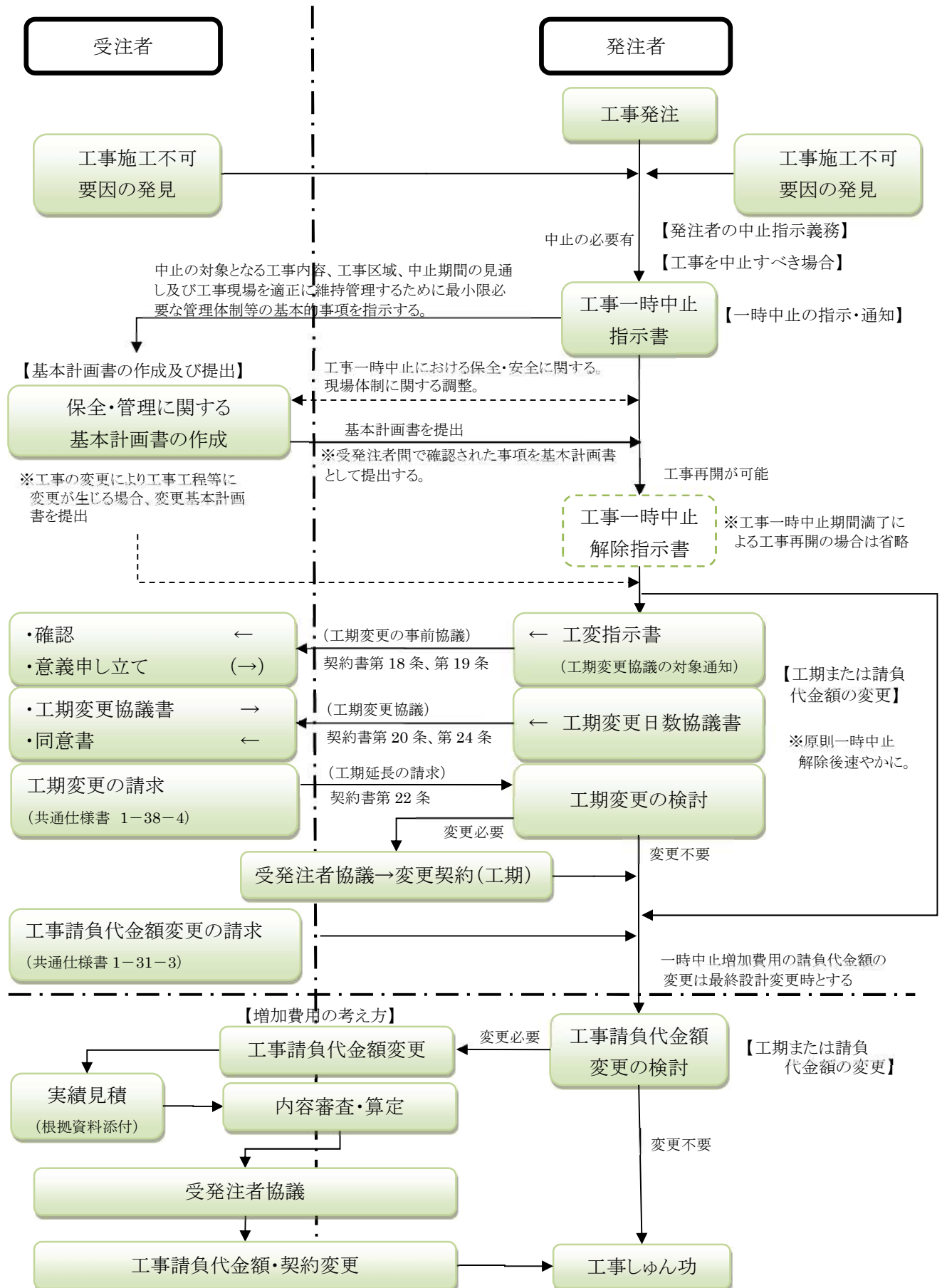


図 4 工事の一時中止に係る基本フロー

2.8.賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(第 26 条)

【契約書第 26 条要旨】

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)第 26 条

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日の翌日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当と認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規程によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションが生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定に関わらず、請負代金額の変更を請求することができる。

【スライド条項の種類】

- 1 全体スライド …………… 契約後 12 月を経過したのちの賃金水準及び物価水準の変動
(第 26 条第 1～4 項)
- 5 単品スライド …………… 特別な要因による主要な工事材料の価格水準の変動
(第 26 条第 5 項)
- 6 インフレスライド …………… 予期することのできない事情による賃金水準及び物価水準の変動
(第 26 条第 6 項)

	全体スライド (26条1～4項)	単品スライド (26条5項)	インフレスライド (26条6項)
適用 対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 ※12ヶ月以上経過時点で残工期が 2ヶ月以上ある場合に請求可能(実 質は14ヶ月以上の工期)	すべての工事 ※制度については NEXCO 東 日本 HP を参照 http://www.e- nexco.co.jp/bids/info/list/h20 /0912/	スライド協議の請求日に残工 期が2ヶ月以上あるすべての 工事 ※制度については NEXCO 東 日本 HP を参照 http://www.e- nexco.co.jp/bids/info/list/h26 /0210/
条項(適用) の趣旨	長期間の工事における通常予 見不可能な価格の変動に対す る措置	特別な要因により主要な工事 材料の著しい価格の変動に対 応する措置 (単年度工事など全体スライドの対 象とならない工事にも適用できる補 完的措置)	賃金等の急激な変動に対する 措置 (単年度工事など全体スライドの対 象とならない工事にも適用できる補 完的措置)
請 負 代 金 額 の 変 更 方 法	対象	請求後の基準日における残工 事量に対する <u>労務単価・工事 材料等</u> 【価格水準全般の変動】	請求時(基準日)の残工事量 に対する <u>労務単価・工事材料 等</u> 【価格水準全般の変動】
	受注者 の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (ただし、全体スライドと併用の 場合、全体スライド適用期間に おける負担はなし。インフレス ライドとの併用の場合も同様)
	再スラ イド	可能 (全体スライド(又はインフレス ライド)請求後、変動があれば 12ヶ月経過後に再請求が可 能)	なし(不要) (部分払いを行った出来高部 分を除いた工期内すべての資 材を対象に最終数量確定後に スライド額を算出するため、再 スライド請求を必要としない)
これまでの 事例	ほぼ経年的にあり	平成 20 年 6 月より適用 (過去には昭和 55 年の実施)	昭和 46 年に運用通知 (第1次石油危機当時) 平成 24 年 2 月被災三県適用 平成 26 年 2 月より全国適用

2.9. 評価項目未履行の場合の措置(総合評価落札方式により落札者決定した工事に適用) (第 26 条の 2)

【契約書第 26 条の 2 要旨】

(評価項目未履行の場合の措置)【総合評価落札方式(技術提案評価型又は工事实績評価型のみ)により落札者決定した工事に適用】第 26 条の 2

1 発注者は、入札時に受注者から提示された入札価格以外の条件のうち技術評価点を付したのものについて、受注者の責に帰すべき事由によりその全部又は一部が履行されなかった場合は、受注者に対し、違約金を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、次式により算出した額とする。ただし、次式により算出した額が当初請負代金の 10 分の 1 を超える場合は、当初請負代金額に 10 分の 1 を乗じた額とする。

$$\text{違約金の額} = \text{当初請負代金額} \times \{1 - (\text{再計算後の技術評価点} / \text{入札時の技術評価点})\}$$

【技術提案評価型の場合の補足】

①. 技術提案評価型における技術提案の変更

技術提案評価型により契約した工事で、NEXCO が採用すると評価した技術提案の内容は原則変更できないものとする。

ただし、受注者から技術提案の内容変更の申し出があった場合は、監督員は、技術審議会及び技術審査に対し審議・審査を依頼し、審議・審査の結果、変更提案の内容が合理的な理由で、かつ当初の提案を下回らないと認められる場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。この場合、原則として(※1) 請負代金額の変更の対象とはならないものとする。

また、変更提案の内容については、共通仕様書に規定する「VE提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

(※1) 変更する合理的な理由に、設計図書等に示された条件変更的要素を含む場合はこの限りではない。

②. 技術提案評価型における履行義務の消滅

技術提案評価型により契約した工事で、NEXCO が採用すると評価した技術提案の内容が、受注者の責によらない事由により履行することが困難となった場合は、監督員は、技術審議会・技術審査に対し審議・審査依頼し、審議・審査の結果、受注者の責によらない事由により履行することが困難と認められる場合に限り、技術提案の履行義務(契約書第 26 条の 2)を消滅することができるものとする。

【未履行時の措置】

発注者は、採用された技術提案の内容又は技術資料に基づく評価を行った技術評価項目の履行が受注者の責により達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合、しゅん功時において本件工事の請負工事成績評定点を減ずるものとする。(最大 10 点)

また、契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求するものとする。

2.10. 臨機の措置(第 27 条)

【契約書第 27 条要旨】

(臨機の措置)第 27 条

受注者は、災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

【補足】

受注者は、未完成の工事目的物、工事中材料、仮設物、建設機械器具等を含めて工事現場を運営管理する必要がある、不可抗力あるいは第三者による工事目的物に関する被害の防止、工事に従事する労働者の災害の防止、一般の公衆に与える損害の防止等について、常に最善の努力を行い、必要とされる措置を講じなければならない。

2.11. 一般的損害(第 28 条)

【契約書第 28 条要旨】

(一般的損害)第 28 条

工事目的物の引き渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

【補足】

一般的損害とは、工事の施工に関して生じた損害のうち、他の条項(第 29 条・30 条)に規定された損害を除いたものをいう。損害は、工事目的物、工事材料について生じたものだけでなく、仮設物や建設機械器具について生じた損害、受注者の現場代理人、技術者、職員、労働者、下請負人等について生じた損害なども含まれる。

2.12. 第三者に及ぼした損害(第 29 条)

【契約書第 29 条要旨】

(第三者に及ぼした損害)第 29 条

工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

【補足】

通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害とは、発注者の設計する工事目的物が損害の原因となるものや、工事の施工が通常の技術的または経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けられないものをいう。

特殊なまたは一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書に指定されていない場合は、通常避けることができない場合に該当する。

2.13. 不可抗力による損害（第 30 条）

【契約書第 30 条要旨】

（不可抗力による損害）第 30 条

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用負担の請求があつたときは、当該損害額（工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料及び建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。ただし、災害復旧対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

【補足】

設計図書に定める基準は、次のとおりとする。【共通仕様書 1-32-2】

(1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ①. 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上
- ②. 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上
- ③. 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あつた場合

(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた被害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたつて、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

2.14. 支給材料及び貸与品（第 15 条）

【契約書第 15 条要旨】

（支給材料及び貸与品）第 15 条

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めるときは、受注者はその旨を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないことなどがあり使用に適當でないと認めるときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から上記の通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給

材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
7 発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2.15. 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等(第 17 条)

【契約書第 17 条要旨】

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)第 17 条

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、この改造に要する費用は受注者の負担とする。ただし、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

【監督員が破壊検査を行える場合とは】

- ① 受注者が、契約書第 13 条第 2 項(設計図書により監督員の検査合格したものを使用する)または第 14 条第 1 項から第 3 項(設計図書により監督員の立合い)までの規定に違反した場合
- ② 工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当な理由がある場合

2.16. VE提案(第 19 条の 2)

【契約書第 19 条要旨】

(工事の施工に係る受注者の提案)第 19 条の 2

受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、設計図書を変更し、受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

2.17. 前払金等の不払に対する工事中止(第 44 条)

【契約書第 44 条要旨】

(前払金等の不払に対する工事中止)第 44 条

受注者は、発注者が契約書第 35 条、第 38 条または第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払を行わないときは、工事の全部または一部を中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、また、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に

伴う増加費用を必要とし又は発注者が受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3. 設計変更の対象となる具体例

3.1. 図面と仕様書が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項一)

設計図書(図面と仕様書)の相互間に相違がある場合は、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。(共通仕様書 1-4-2)

例)

- ①. 仕様書と図面で材料の名称、寸法、規格等の記載が一致しない。

3.2. 設計図書に誤謬または脱漏がある場合(契約書第 18 条第 1 項二)

設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことについて表示されていない場合

例)

- ①. 条件明示する必要があるにも係らず、施工に関する一切の条件明示がない。
- ②. 設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている施工に対応できない。
- ③. 設計図書に記載されている材料の規格が間違っている。
- ④. 設計図書に使用材料の規格が記載されていない。
- ⑤. 図面、仕様書に設計条件または施工方法に係る必要事項が記載されていない。
- ⑥. 条件明示する必要があるにも係らず、交通保安要員についての条件明示がない。
- ⑦. 図面に設計寸法の明示がない。

3.3. 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第 18 条第 1 項三)

設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の工事の施工に当って判断し得ない場合

例)

- ①. 使用する材料の規格(種類、強度等)が不明確な場合。
- ②. 用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がない。

3.4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項四)

自然的条件とは、一般的には地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、人為的条件には、地下埋設物、地下工作物、土取場、自工区外盛土場、工事用道路の指定等がある。

例)

- ①. 設計図書に明示された道路構造と現場の道路構造が一致しない。
- ②. 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。
- ③. 設計図書に明示された交通保安要員の人数等が規制図と一致しない。
- ④. 第三者機関等による制約が課せられた場合

- ⑤. 設計図書の訂正・変更で現場条件と一致しない場合。

3.5.設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約書第 18 条第 1 項五)

上記 3.4 に示した自然的条件について設計図書に明示しておらず、しかも周辺の状況からして特に予想し得なかったもので、例えば一部に軟弱地盤が判明したり、転石が発生した場合である。

同様に、人為的条件としては、予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見、第三者による妨害等がある。

例)

- ①. (施工中に)埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
- ②. 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。

3.6.発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合(契約書第 19 条)

現契約の内容を極端に逸脱しなければ、発注者の意思で変更できることを認めたもの。

例)

- ①. 地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う場合。
- ②. 新たに(同時に)施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ③. 道路・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により施工内容の変更、工事の追加を指示する場合。
- ④. 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ⑤. 使用材料を変更する場合。
- ⑥. 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- ⑦. 隣接工事との調整で、交通保安要員の人数を変更する場合。
- ⑧. 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費の率計上分以外)を必要と判断し追加する場合。
- ⑨. 適用する設計要領等を変更する場合。

3.7.「設計図書の照査」が照査の範囲を超える場合

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

なお、共通仕様書 1-5-2「設計図書の照査」では応力計算を伴う照査まで求めるものではない。

※本ガイドライン V. 2. 2.2(4)「設計図書の照査の範囲を超えるもの」参照。

3.8.受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合

受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合、設計図書(設計図面・仕様書)に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、工事打合簿により工事目的物の変更を行うケースがある。

この場合、設計変更による金額の変更は行わないが、受注者はしゅん功図等の図面に反映する必要がある。

3.9.工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合(契約書第 20 条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、監督員は「契約書第 20 条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。

3.10. 賃金または物価の変動により請負代金額が不相当となった場合(契約書第 26 条)

発注者または受注者は、工期内で請負締結の日から 12 カ月を経過した後に賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当と認めた場合、相手方に対して請負代金額の変更を請求できる。

3.11. 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得ずその対応をした場合 (契約書第 27 条)

受注者は、災害防止のため「臨機の措置」をとった場合、その対応内容を発注者に直ちに通知する。
発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う。

4. 設計変更の対象とならない具体例

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。

(1) 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」または「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

受注者は、契約書第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者(監督員)に提出し、確認を求める。

(2) 発注者との協議が整う前に施工を実施した場合

契約書第 18 条第 3 項の規定により、発注者は調査の終了日の翌日から 14 日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。

しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

(3) 工事請負契約書・共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合（契約書 18 条～25 条、共通仕様書 1-29～31）

発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

(4) 書面によらない場合(口頭のみ指示等)

受注者は、書面による指示があるまで施工を実施しない。ただし、緊急を要する場合その他の理由により発注者(監督員)が口頭による指示等を行った場合はこの限りではない。

発注者は、口頭により指示等を行った場合には、速やかに指示内容を書面により受注者に通知するものとする。

受注者は、監督員から書面による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた 7 日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

※ その他設計変更の妥当性に迷った事例について、巻末に「設計変更に関する判断事例」を記載。

5. その他の受発注者間の手続きについて

5.1.部分使用の手続き

共通仕様書 1-45-2 部分使用検査

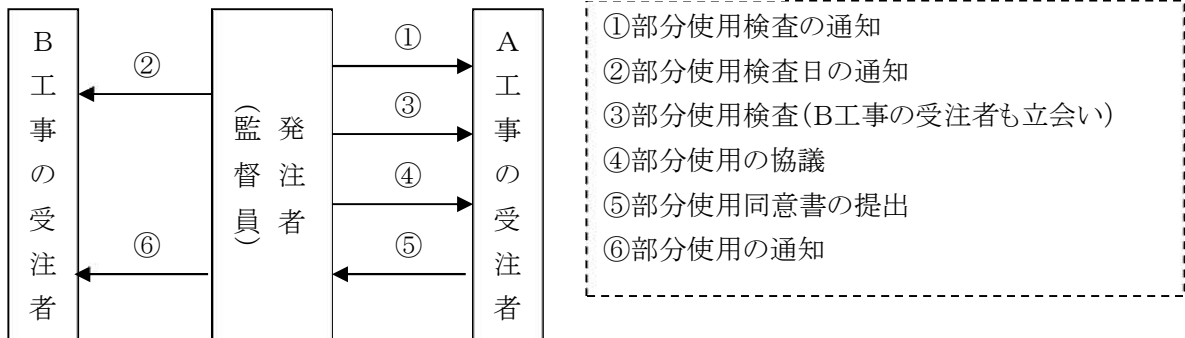
監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において受注者は、当該工事目的物の出来形調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、また必要な人員、機材等を提供するものとする。なお、監督員は自らの代行として、検査を実施するものを指名することができるものとする。

共通仕様書 1-45-3 部分使用の協議

受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書(様式第 17 号)を監督員に提出するものとする。

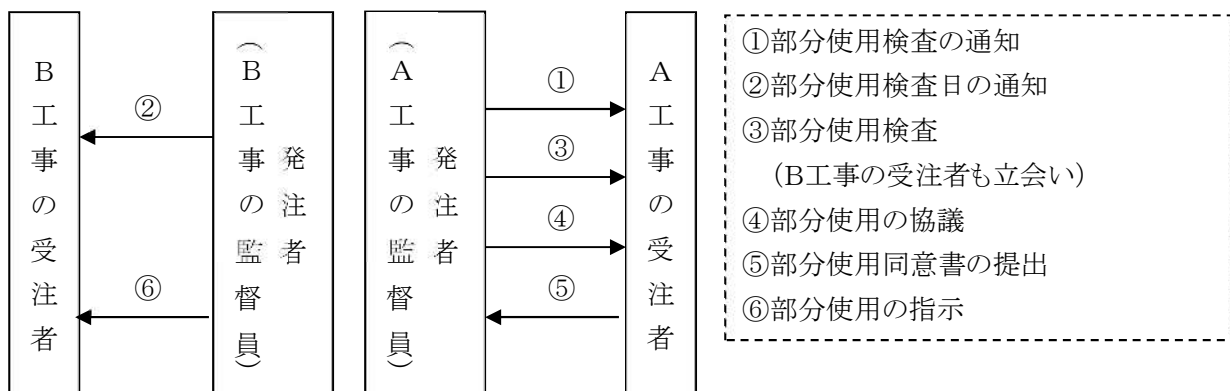
(1)当該工事(以下、「A 工事」という。)の工事目的物を他の工事(以下、「B 工事」という。)が使用する場合で、両工事の監督員が共通の場合。

《部分使用の流れ》



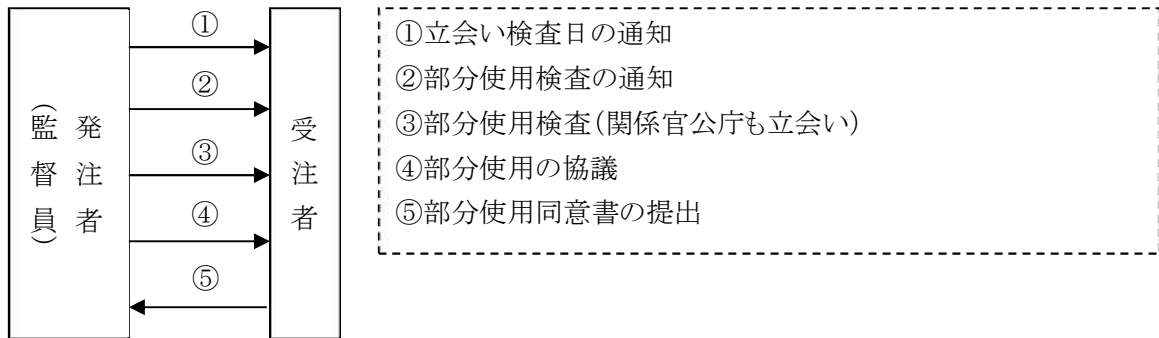
(2)A 工事の工事目的物を B 工事が使用する場合で、両工事の監督員が異なる場合。

《部分使用の流れ》



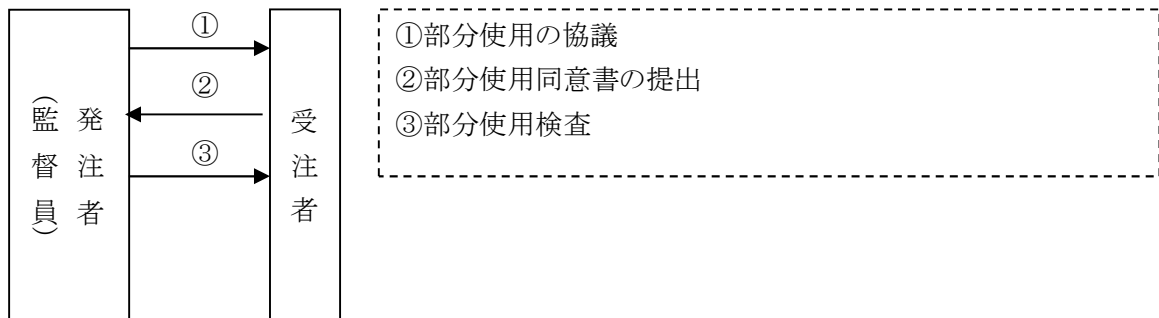
(3) 当該工事の工事目的物を一般に供用する場合で、供用後の工事目的物を関係官公庁へ仮移管等を行う場合。

《部分使用の流れ》



(4) 供用中の高速道路において当該工事の工事目的物を一般に供用する場合で、供用後の工事目的物の管理を当社が行う場合。

《部分使用の流れ》



VI. 工期・請負代金額の変更方法

1. 工期の変更方法(第 24 条)

【契約書第 24 条要旨】

(工期の変更方法) 第 24 条

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、第 23 条にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日)の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

1.1. 工期変更協議の手続き

共通仕様書 1-38-3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第 20 条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第 24 条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書を監督員に提出するものとする。

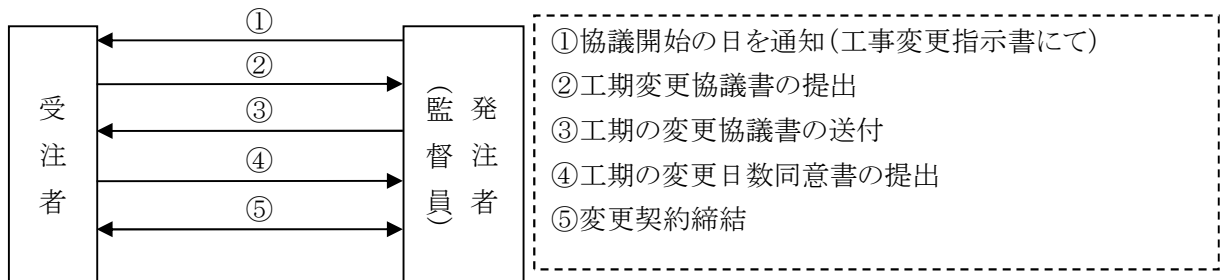
なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

【補足】

- ※ 事前協議とは、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。
- ※ 監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

《工期変更協議の流れ》



2. 請負代金額の変更方法(第 25 条)

【契約書第 25 条要旨】

(請負代金額の変更方法) 第 25 条

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 28 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

3 契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

2.1.設計変更における請負対象額

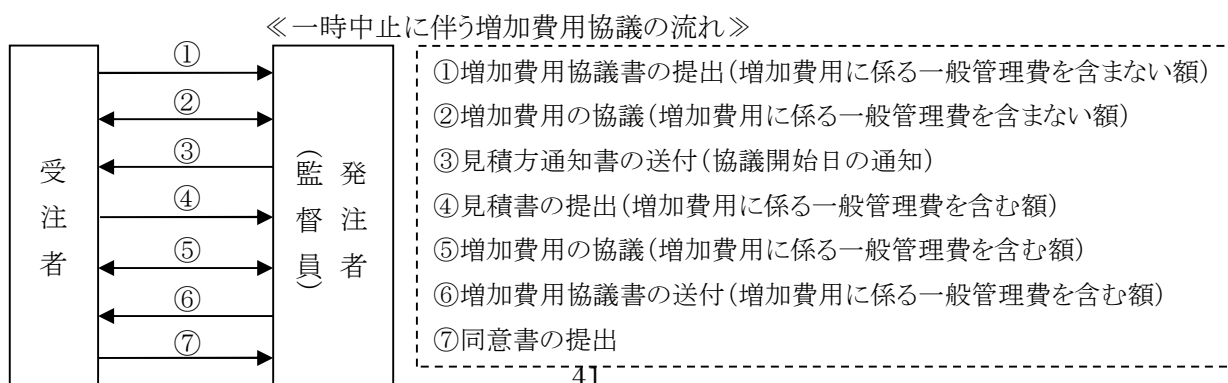
請負代金額の変更に伴う請負対象額とは、工事請負契約書第 25 条第 1 項の規定に基づき監督員と受注者が協議して定める額とし取扱いは下記のとおりとする。

- 1) 既設計書における数量の増減については単価の変更は行わない。
- 2) 新たな内訳書を作成する単価の採用時期は、機電通工事においては原則として工事の変更を指示した時期、建築工事においては契約変更を行う時期とする。
- 3) 設計変更における対象額は変更対象となる工種のみ直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる間接工事費と一般管理費を加えた額に「当初請負代金額から消費税及び地方消費税相当額を減じた額／当初契約制限価格内訳書記載の工事価格」の比率を乗じ、さらに消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

2.2.一時中止に伴う増加費用の協議

共通仕様書 1-31-3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め受注者に通知する。

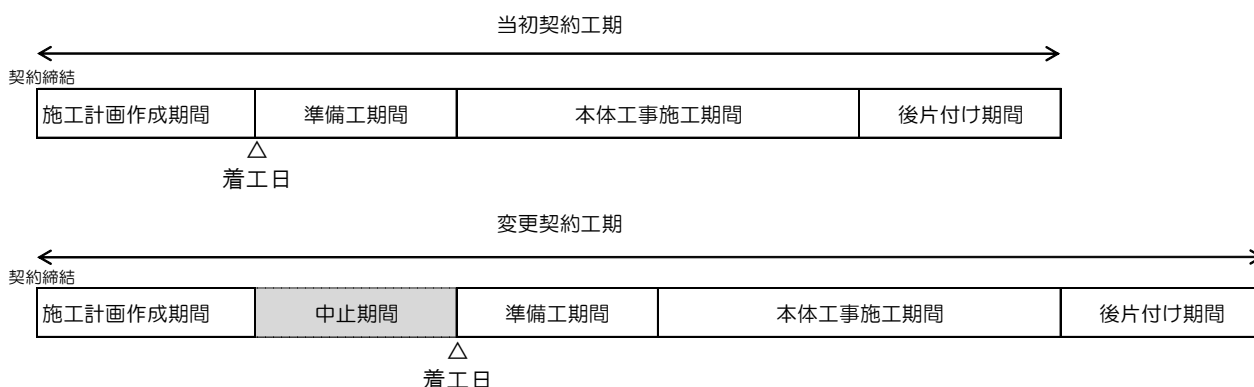


(1) NEXCO 東日本における一時中止に伴う増加費用の算出方法について(受注者の算出方法を拘束するものではない)

(A) 工事着手前に中止した場合

工事着手前とは、契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態、測量等の準備工に着工する前の状態をいう。

発注者は、工事着手前において工事の施工に着工することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



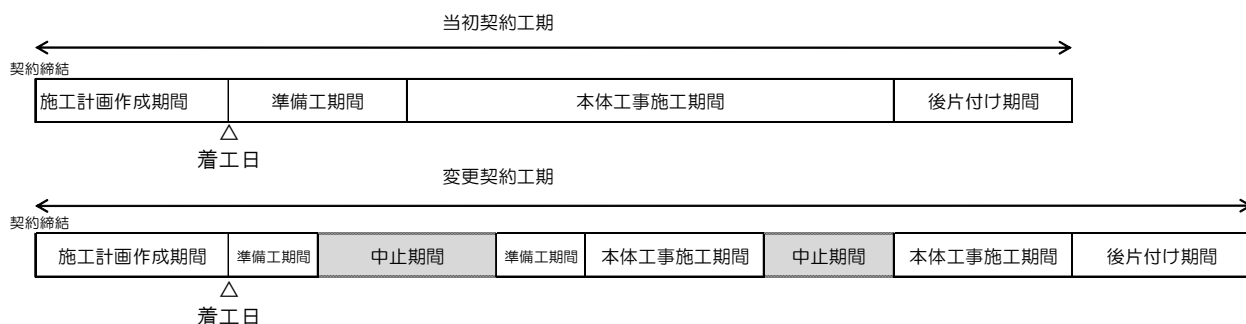
※ 着工日とは、受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設または測量等を開始した日をいい、詳細設計を含む工事にあつては、その設計を開始した日をいう。

※ 増加費用の適用は、受注者から請求があつた場合は、協議の対象とする。

(B) 工事着手後に中止した場合

工事着手後とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の準備工に着工した以降の状態をいう。

発注者は、工事着手後において工事の施工が不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



※ 着工日とは、受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設または測量等を開始した日をいい、詳細設計を含む工事にあつては、その設計を開始した日をいう。

※ 増加費用の適用は、受注者から請求があつた場合は、協議の対象とする。

(2) 増加費用の負担範囲

増加費用等の適用は、監督員が一時中止(一部一時中止により工期延期となった場合を含む)を

指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小または再開に要する費用とする。

(A) 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し、または工事の続行に備えて建設機械器具、労働者または受注者の現場社員を保持する等のために必要とされる費用。

(B) 工事体制の縮小または再開に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制まで体制を縮小するため、不要となった建設機械器具、労働者または受注者の現場社員の配置転換等に要する費用。

工事の一時中止解除指示後(若しくは工事一時中止満了時点で)工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される建設機械器具、労働者または受注者の現場社員の転入に要する費用等。

(3) 増加費用を算定する上での留意点

(A) 対象費目

受発注者間での協議の対象となる増加費用の費目と内容は、表3に示すとおりとする。

(B) 協議を行う上での留意点

受注者が提出した基本計画書に従って一時中止を実施した結果、必要となった増加費用の見積額(明細書^[注1]を添付したもの)に基づき、費用の必要性・数量等を協議するものとする。

[注1]:明細書とは、支払伝票・給与基準書・実施写真・図面等の見積額の根拠をいう。

発注者の負担額の算定にあたっては、受注者が増加費用として実績を基に提出した見積額を審査した結果、妥当性が認められるもののみが対象となる。従って、基本計画書に記載された内容のすべてが、計上対象となるわけではない。

増加費用は、工事の一時中止に伴う増加費用であり、工期延期に伴う増加費用ではない。

(C) 増加費用の積算上の考え方

増加費用は、間接工事費の対象とはせず一般管理費等の対象とし、「工事一時中止に伴う増加費用 1 式」として、一般管理費等を含めて計上するものとする。一般管理費等の算定は、増加費用分を含む工事全体の最終諸経費率(一般管理費等分に相当する率)とする。

工事一時中止に伴う増加額の算定においては落札率を考慮しない。

(D) 増加費用の対象期間の考え方

営繕費及び現場管理費は、工期延長日数を対象としその日数を上限とする。

営繕費及び現場管理費以外は、工事一時中止日数を対象としその日数を上限とする。

(4) 増加費用の費目と内容

増加費用の協議の対象となる費目及びその内容は次のとおりである。なお、協議の中心となるのは、「イ. 営繕費」及び「チ. 従業員給料手当」である。

協議の対象となるのは、次表のうち基本計画書に記載された内容、あるいは、監督員が特に指示したものである。

《機電通工事》

1. 共通仮設費

表3

<p>イ. 営繕費</p>	<p>中止期間中に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営繕施設の借上費、損料額、補修費、光熱水電力費、及び借地料 ただし、中止以前に現場に設置済みの営繕施設に限る ・ 労働者輸送に要する費用 労働者を他工事現場に転用するため、または他工事現場へ一括通勤させるために余分に要する輸送費(車両借上費・燃料代、電車賃等)
<p>ロ. 機械経費・運搬費 (遊休機械補償費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な主要機械器具、現場プラント等の供用日当り機械器具損料。 ・ 他の機械器具については、基地への搬出及び現場への再搬入に要する費用。ただし、現場に存置する方が合理的(安全かつ経済的)な場合は、その存置費用 ・ 工事現場を維持するために必要な機械等の中止期間中の運転費用 ・ 工事が一時中止されたことにより発生する大型機械類、材料、仮設物等の現場内運搬 ・ 中止時点において現場設置済で、中止期間中に施設・機械を稼働(維持)させるために必要な光熱水電力費等に要する基本料及び使用料 なお、上記各項目については、これらに必要な組立費・解体費も含む。
<p>ハ. 準備費</p>	<p>原則、計上しない ただし、当初の通常積算から明らかに超越する場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場常駐の従業員、労働者による通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備・測量等で監督員の指示、または受発注者協議で認めたものに係る準備費用
<p>ニ. 事業損失防止 施設費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中にも継続して必要な事業損失防止のための費用
<p>ホ. 安全費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中に工事現場の警備、巡回、点検等現場内の保安に要する費用 ・ 安全設備の中止期間に係る損料額及び補修費 ただし、中止以前に現場に設置済みの安全設備に限る。
<p>ヘ. 役務費 (借地補償費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中に必要と認められる付替道水路のための借地料 ・ プラント敷地、材料置場等の敷地の借地料(期間要素を設定して計上するものに限る) ・ 発注者が直接支払い対象としていない物件等の補償費 上記イで示す営繕費の対象外の借地料
<p>ト. 技術管理費</p>	<p>原則、計上しない ただし、現場搬入済みの調査試験用機器、技術者等で以下の両条件に該当する場合に限り、仮設費に準じて計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中に調査等を実施する必要がある場合 ・ 当初積算において期間要素を設定して計上している場合

2. 現場管理費

チ. 従業員給料手当	<p>中止期間中の工事現場の維持のために要する元請社員等従業員給料手当に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約上現場に常駐することが必要な元請会社の従業員に支給する給料手当の費用 ・ 中止時点で現場に常駐していた従業員に対して、工事現場を中止体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用 ・ 工事現場を中止体制から再開する体制に移行するまでの間に、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 <p>なお、工事工程上等の理由で現場に常駐する必要がないものについては、この限りではない。</p>
リ. 労務管理費 (労働者休業補償費等)	<p>労務者は他への転用が可能なため、原則、計上しない ただし、他への転用ができない妥当な理由がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専従的労働者の解雇・休業手当
ヌ. 福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中に要する現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費 <p>ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</p>

《建築工事》

1. 共通仮設費

表4

ル. 準備費	<p>原則、計上しない ただし、当初の通常積算から明らかに超越する場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場常駐の従業員、労働者による通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備・測量等で監督員の指示、または受発注者協議で認めたものに係る準備費用
ヲ. 仮設建物費	<p>中止期間中に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場事務所、宿舍、作業員施設等の借上費、損料額、補修費、光熱水電力費、及び借地料 <p>ただし、中止以前に現場に設置済みの営繕施設に限る</p>
ヾ. 工事施設費	<p>中止期間中に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全設備に係る損料額及び補修費 <p>ただし、中止以前に現場に設置済みの安全設備に限る。</p>
カ. 環境安全費	<p>中止期間中に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全標識、消火設備等の施設の維持費、隣接物等の養生費 ・ 中止期間中に工事現場の警備、巡回、点検等現場内の保安に要する費用
ヨ. 動力用水光熱費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場を維持するために必要な機械の工事用電気設備及び工事用給水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金
タ. 機械器具費 (遊休機械補償費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な共通的な工事用機械器具に要する費用。 <p>なお、専門的な機械器具は本項目には計上しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通的な機械器具については、基地への搬出及び現場への再搬入に要する費用。ただし、現場に存置する方が合理的(安全かつ経済的)な場合は、その存置費用とする。

2. 現場管理費

レ. 労務管理費	<p>労務者は他への転用が可能なため、原則、計上しない ただし、他への転用ができない妥当な理由がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。 専従的労働者の解雇・休業手当</p>
ロ. 保険料	<p>中止期間中に要する火災保険、工事保険、自動車保険等に係る費用 ・ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</p>
ツ. 従業員給料手当	<p>中止期間中の工事現場の維持のために要する元請社員等従業員給料手当に要する以下の項目の費用 ・契約上現場に常駐することが必要な元請会社の従業員に支給する給料手当の費用 ・中止時点で現場に常駐していた従業員に対して、工事現場を中止体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用 ・工事現場を中止体制から再開する体制に移行するまでの間に、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 なお、工事工程上等の理由で現場に常駐する必要がないものについては、この限りではない。</p>
ネ. 退職金	<p>中止期間中に要する現場従業員に係る退職金 ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</p>
ナ. 法定福利費	<p>中止期間中に要する現場従業員に係る法定福利費 ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</p>
ラ. 福利厚生費	<p>中止期間中に要する現場従業員に係る福利厚生費 ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</p>
ム. 通信交通費	<p>中止期間中に要する現場従業員に係る通信交通費 ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</p>

3. 材料費

<p>工事を中止したために発生する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の保管費 現場搬入済みの材料を、監督員が倉庫等へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料 ・ 材料費の損料 材料等の中止期間に係る損料額及び補償費

4. 労務費

原則、計上しない

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において、中止期間中に必要な作業員を確保しておく特別な事情がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。

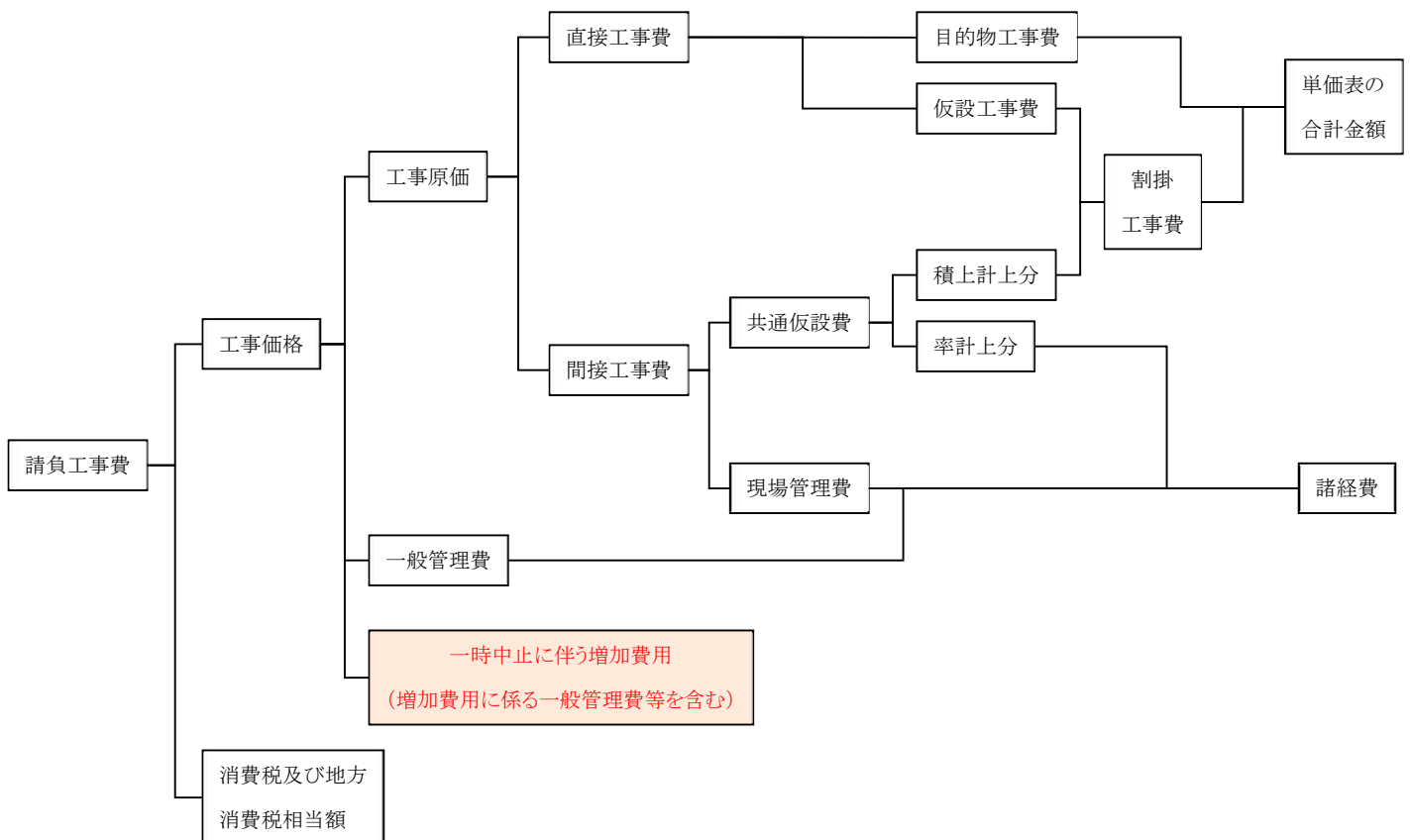
- ・ 受発注者協議により工事現場に特殊技能労働者を常駐させた場合のその費用
- ・ 特殊技能労働者が工事現場の保安等のため職種外の普通作業に従事した場合の本来職種と従来職種との単価差額に相当する費用

5. 仮設物等損料

工事を中止したために発生する以下の項目の費用

- ・ 中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な主要仮設物損料
⇒支保工等

(5) 請負工事費の構成(増加費用を考慮した場合)



3. その他

3.1.仮設・任意の取扱いについて

仮設・施工方法の指定・任意については、工事請負契約書第 1 条第 3 項に定められているとおりに適切に扱う必要がある。

【契約書第 1 条要旨】

(総則) 第 1 条第 3 項

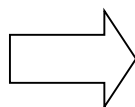
仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

任意の施工方法等については、その一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

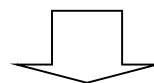
任意の施工方法等については、その施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

- ※ 「任意」であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。
- ※ 仮設(任意仮設含む)において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期し得なかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合は、設計変更の対象となる。

施工方法等には、「指定」と「任意」があり、工事発注においては、「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。



「任意」については、受注者が自らの責任で行うものであり、施工方法等の選択は受注者に委ねられている。
※原則設計変更の対象としない



発注者(監督員)は、「任意」の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要

※任意における下記のような対応は不適切

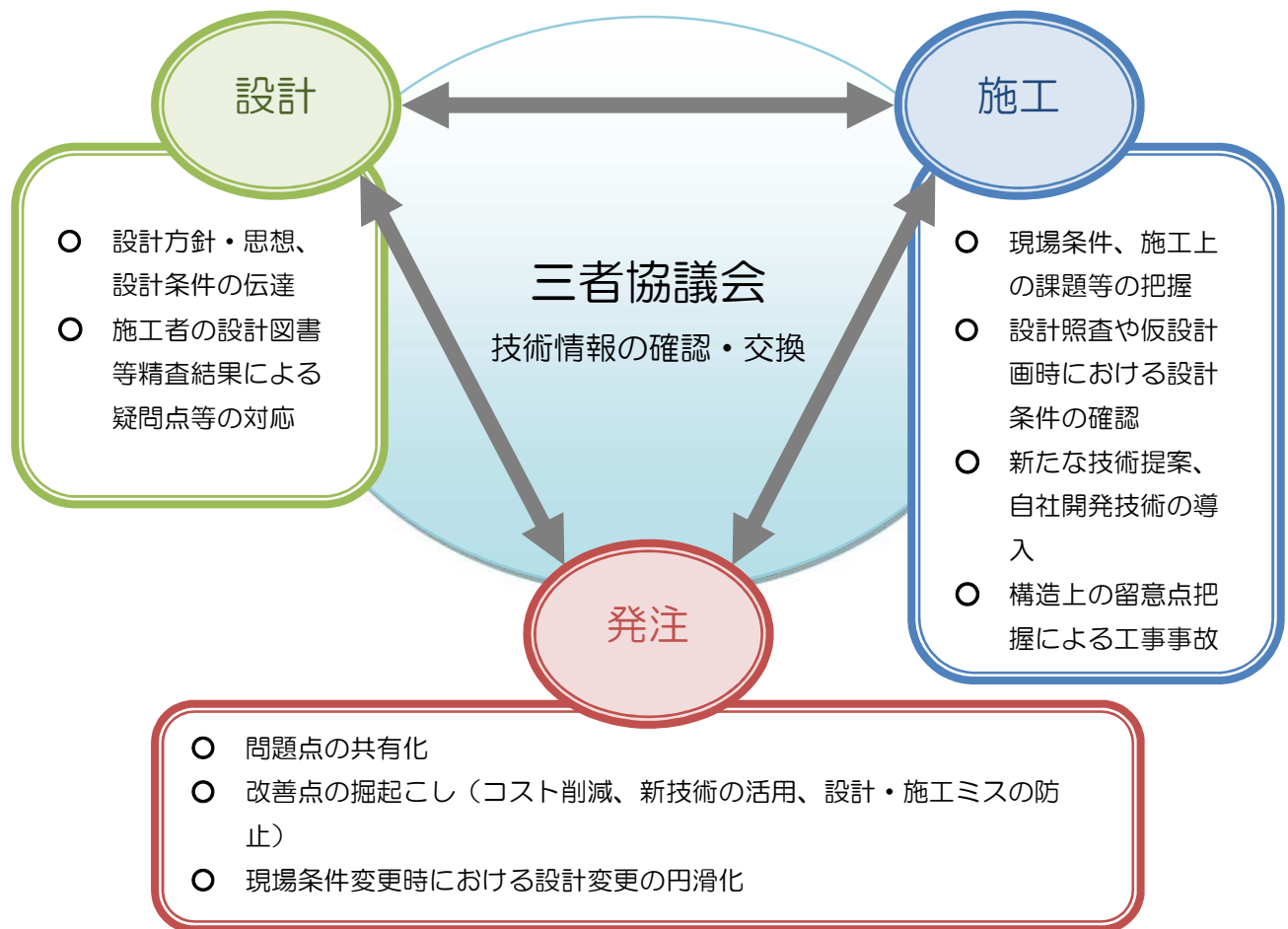
- ・ 監督員が、〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・ 監督員が、標準積算はバックホウでの施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・ 受注者が、指定されていない仮設・施工方法等について変更要求すること。(構造物掘削線の変更など)

VII.受発注者間のコミュニケーションについて

1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)

1.1.三者協議会の目的

設計施工協同連絡会議(三者協議会)とは、工事の品質確保を推進するために、工事の「施工者」、当該工事の設計を実施した「設計者」及び「発注者」が一堂に会して、予め工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計変更を行う場合に適切な方針を得るために、協同して技術情報の確認及び交換を行い、併せて一層の技術力向上に資することを目的とするものである。



1.2.三者協議会を実施する工事

三者協議会を実施する工事は、原則すべての工事を対象とする。

なお、対象となる工事の設計図書の基となる設計業務の発注者が当社以外の場合であっても、設計者に対し発注者経由で三者協議会の協力要請を行うものとする。ただし、詳細設計を含む工事、設計を伴わない工事、設計条件が変更になっても工事目的物の品質に影響を与えない工事など、施工者、設計者、発注者間で設計理念や思想等の確認の共有が不要な工事は除くものとする。

1.3.三者協議会の開催時期

三者協議会は原則として工事着手前に実施するものとする。また、施工途中においても、受発注者いずれかの発議により必要の都度実施することができる。

1.4.三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用の負担

- ① 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、発注者が負担するものとする。
- ② 発注者は、三者協議会への設計者の出席依頼を行う場合において、併せて設計者の出席に要する費用について見積書の提出を併せて依頼するものとする。
- ③ 発注者は、前項により提出される設計者の出席に要する費用についての見積りの内訳を確認し、三者協議会開催毎に設計者からの支払い請求により、設計者の出席に要する費用を支払うものとする。
- ④ 設計者の出席に要する費用の支払いは、設計者からの請求から 30 日以内に行うものとする。

1.5.三者協議会の内容

- ① 三者協議会の構成は、発注者、施工者及び設計者の三者で構成する。
- ② 三者協議会の開催に関わる調整及び事務は、発注者が行う。
- ③ 予期し得ぬ現地状況の変更に伴い、原設計を変更する必要性を検討する場合において、設計者がその変更に関する技術的所見を求められた場合は、設計者は知りうる条件の範囲に限って、その所見について責任を負う。ただし、所見に基づく原設計の変更の実施判断は発注者が行うこと。
- ④ 三者協議会の開催に伴い、原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処する。
- ⑤ 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の三者で協議して対処する。

原設計の変更が必要な場合には、発注者が設計者に変更(修正)設計業務を申し込む場合がある。その際には別途、発注者と設計者が契約を締結する。

2. ワンデーレスポンス

「ワンデーレスポンス(one-day-response)」とは、受発注者間における質問、協議への回答について基本的に「その日のうち」に回答することにより、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を行い、現場の手待ち時間等を解消するための取り組みであり、工事の打合せ簿、変更指示等に関する取扱いや、要領等を変更するものではない。なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者間で協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にするものとする。

3. ウィークリースタンス

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)の施行により、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等のため、時間外労働の上限規制の導入などがされており、受発注者とも業務環境の改善を図る必要があることから、受発注者双方で、確認・調整のうえ、下記に示す内容を標準として取組み内容を設定し、工事打合簿において確認する。なお、災害時等のやむを得ない緊急事態対応については、取組みの対象外とする。

【取組み内容(標準例)】

- ①月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ②水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④昼休みや午後5時以降からの打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥金曜日も定時の帰宅に心掛ける

設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事の特色に応じて必要な照査項目等を適切に判断し適用されたい。

なお、照査項目等を追加する場合は、受注者の過度な負担となることのないように留意するものとする。

受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めるものとする。

設計図書照査項目一覧表(1/3)

No.	項目	主な内容	
1	(1) 工事工程	1-1	他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期等が明示されているか(隣接工事、関連工事)
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか(夜間工事、集中工事、交通規制工事等)
		1-3	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期が明示されているか(危険物関係協議、建築確認申請等)
		1-4	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか(河川協議、道路占用協議等)
		1-5	余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期が明示されているか
		1-6	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか(光通信ケーブル、電話線、ガス管、水道管等)
		1-7	設計工程上見込んでいる休日作業が出来ない時期等が明示されているか
		1-8	構造物等の詳細設計等が未了の場合、制約を受ける内容及び完了見込み時期が明示されているか
	(2) 用地関係	1-9	工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか(用地買収、物件の移設、文化財調査等)
		1-10	工事用地等の使用終了後における復旧内容が明示されているか
		1-11	工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか
	(3) 環境保全対策	1-12	受注者に、仮設ヤードとして所有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか(工事用資材置き場等)
		1-13	工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか(土工事、杭地業工事、解体工事、改修工事等)
	(4) 保安対策	1-14	工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲が明示されているか
		1-15	交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか(交通保安員配置、標識設置等)
		1-16	鉄道、電気、ガス、電話、水道等の施設と近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか(鉄道、高圧鉄塔等)
	(5) 工事用道路	1-17	有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか(マンホール内作業等)
		1-18	一般道を搬入路として使用する場合 ①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか(土運搬、資材運搬等) ②搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか
	(6) 仮設備関係	1-19	工事のため、一般道路を占有する場合は、その期間及び範囲が明示されているか
		1-20	足場等の仮設物を、他の工事に引渡す場合及び引継いで使用する場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置の取扱が明示されているか
		1-21	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか
	(7) 建設副産物関係	1-22	仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容が明示されているか(仮土留、仮橋等)
		1-23	建設発生土が発生する場合は、残土の受入れ場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件が明示されているか
		1-24	建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか

設計図書照査項目一覧表(2/3)

No.	項目	主な内容	
	(7) 建設副産物関係	1-25	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入れ場所、距離、時間等の条件が明示されているか(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、基礎くい残土等)
	(8) 工事支障物件	1-26	地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等が明示されているか(電柱、ガス管、上下水道等)
		1-27	地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか(光通信ケーブル、電力ケーブル等)
	(9) その他	1-28	土取場、土捨場を指定する場合は、その場所、有償または無償の区分が明示されているか
		1-29	工食用材料について、規格を指定する必要がある場合は、その規格が明示されているか
		1-30	工食用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等が明示されているか
		1-31	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等が明示されているか
		1-32	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡時期等が明示されているか(標識車、交通規制器具等)
		1-33	工食用電力等を指定する場合は、その内容が明示されているか
		1-34	新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容が明示されているか
		1-35	部分しゅん功、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期が明示されているか
	1-36	給水施設を設置する必要がある場合は、取水箇所・方法等が明示されているか	
	2	関連資料・貸与資料の確認	2-1
2-2			軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認(圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)
2-3			共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
2-4			設計計算書等はあるかの確認
2-5			特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
2-6			地盤沈下、振動、地下水等による影響が第三者に及ばないか、関連資料はあるかの確認
2-7			地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか
2-8			設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認

設計図書照査項目一覧表(3/3)

No.	項目	主な内容	
3	現地踏査	3-1	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-2	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-3	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質など)が整合するかの確認
		3-4	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
4	設計図	4-1	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-2	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認
		4-3	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)
		4-4	各設計図がお互いに整合されているかの確認
		4-5	工事完成図書の提出部数、製本等について設計図書に明示されているかの確認
		4-6	機器、材料等の仕様について設計図書に明示されているかの確認
		4-7	予備品、保守用品の品目及び数量について設計図書に明示されているかの確認
		4-8	各種試験及び検査の方法について設計図書に明示されているかの確認
		4-9	機器の取り付け位置が設計図書に明示されているかの確認
		4-10	塗装、保温の延長や部位等、施工に必要な範囲の明示が設計図書に示されているかの確認

設計変更に関する判断事例

次に示す事例は、設計変更の妥当性に迷った事例を収集し、その変更に際しての考え方について整理したものである。

ただし、各工事の内容と条件については、事例に示されるものと相違するため、内容が類似しているからといって変更してよいということではなく、条件変更に合致していることを確認のうえ、設計変更の判断を行うものとする。

設計変更に関する判断事例

No.	項目	事例	考え方の整理
1	現地条件の変更	発生土を使用し埋め戻す計画だったが、発生土が埋め戻しに適していなかった為、規定を満足する購入土に変更し施工した。	<ul style="list-style-type: none"> 規定を満足しない材料は使用不可。 発生土が規定を満足していないのであれば、設計変更の対象とする。
2		工事箇所の作業輻輳(土木工事・他関連工事)により、外構工事が小規模の分割施工となった。	<ul style="list-style-type: none"> 実績を反映した積算とすることは良いが、発注時の条件提示や不測の事態の対応による変更が可能なよう特記仕様書等の作成に留意すること。 当初の施工計画、積算工程等の熟度不足に伴う変更は不可。適切な変更理由(条件変更)の整理が必要。
3		SAPA等において、安全対策のため仮囲いや搬出入ゲート等を発注図で指定していたが、作業ヤードの調整で変更が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> 工事変更指示を行い、数量変更で対応。
4		建設事業において、土木工事の進捗遅れから施工ヤードの引き渡し時期が遅れ、工事内容の変更は無かったが、工期だけ延期した。	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手時期が変更となることから工事一時中止指示を行う必要がある。一時中止に伴い費用が発生する場合は適切に計上する。
5		リース材料による矢板の打ち込みにおいて、本体工事施工後、引抜きができなかったため、地上に出ている部分は切断のうえ、埋設部分については全損とした。	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の責でないことを整理のうえ施工実態を反映。 <p>なお、リース品については、切断により基準長を下回る場合は、リース材として取り扱うことができなくなるため留意すること。</p>
6		設計図書と現地の不整合により配管敷設方法(埋設⇒遮音壁添架)及び配線数量の変更を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 必要性を整理のうえ費用計上。
7		工事の施工にあたって、発注者が当初想定した以上の能力を有する重機等施工機械を使用した。	<ul style="list-style-type: none"> 施工方法については発注の際指定しておらず受注者任意であるため、原則として設計変更の対象とならない。 ただし、特記仕様書にて使用重機を定めている場合は、変更の必要性を整理のうえ費用計上。
8		電気室新築工事において、平板載荷試験の結果地耐力が所定の数値に達しなかったことから、地盤改良が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> 工事契約後の現地調査等の結果により地耐力が不足することが判明した場合は、契約書18条第1項第四号に該当するものと考えられるため、設計変更の対象とする。
9		工事契約後に現地調査の結果、基礎アンカーボルトに腐食・減肉が確認されたため、基礎更新を追加した。	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果等から想定した状況と現地状況が異なる場合は、必要性を整理のうえ費用計上。
10		設備更新に伴う配線取替を行うために、橋梁添架ダクトを開閉したところ、経年劣化によりダクトが破損したことからダクトの取替を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 受注者の責の有無を確認し、無い場合は工事変更指示によりダクト取替を追加する。
11		料金所内部改修工事において、発注後にアスベストを含む建材が確認されたことから、アスベスト除去工事を必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限りアスベスト有無を把握し、発注条件に明記する必要がある。 必要性を整理のうえ費用計上。 なお、調査費用については共通仮設費に積上げ計上する。

12		基礎工事を行うために掘削したところ、地中障害物(コンクリートガラ、杭等)の存在が判明したため撤去した。	<ul style="list-style-type: none"> 工事変更指示により地中障害物の撤去、処分を追加し費用を計上する。
13		入札公告等の時点以降、法令・要領・基準等の改正により、機器仕様・現地施工内容の変更が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> 必要性を整理のうえ、できる限り手戻りの無い範囲で費用計上。
14		切土のり面に設置した設備で、保守作業時にのり面側への転落防止のため、足場や手摺等の整備が必要になった。	<ul style="list-style-type: none"> 保守上必要となる安全対策設備は、設計時に考慮することが望ましい。 必要性を整理のうえ費用計上。
15		伝送設備等のメーカーが特定される改造工事において、当初発注時点で接続される端末設備側が設計未了であったが、本工事契約期間内での伝送改造の発生が予見される為、設計変更予定項目として特記仕様書に明記した。 端末工事の工事契約・機器仕様等が確定した為、伝送設備側の改造を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 発注段階では、端末設備が設計未了且つ工事未発注の場合は、伝送設備改造のインタフェース・ネットワーク構成仕様や改造時期を決定することが困難な場合がある。よってこの場合は、設計変更予定項目として発注時の特記に記載する。
16	機器決定に伴う変更	自家発電設備の更新工事において、発電機容量を●●kVA以上、燃料槽容量▲▲L以上として発注したところ、受注者の納入した発電機容量が●●kVAより大きく、発注時の燃料槽容量では72時間以上の連続運転に必要な容量に不足することから、燃料槽のサイズアップが必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> 発注者は機器の妥当性を確認する必要がある。 「無給油で72時間以上の連続運転を可能とする」ことは設計思想であり、発注図書には通常明記していないことから、受注者の責には当たらない。 必要性を整理のうえ費用計上。
17		工事発注後、予備品が必要となったため、予備品購入を追加した。	<ul style="list-style-type: none"> 発注前に予備品の必要有無を検討し、必ず必要となる場合は当初から含めることが望ましい。 受注者が確定しないと必要有無が分からない場合は特記に記載の上、受注者との協議の上、費用を計上する。
18	交通規制	片側交互通行規制を伴う一般道路の規制を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 積算基準では、一般道の交通規制等の安全費については、諸経費において率計上されているため、別途計上できない。ただし、特殊な規制を行う場合は、本社協議により計上できるものもあるため、特殊な規制を行う場合は協議されたい。 なお、特殊な規制とは、交通量等が高速道路並みと考えられるような道路などでの交通規制などが想定されるが、工事規制内容は様々であり、別途計上の判断は本社協議が必要。
19		交通量が5万台を越すような一般道路において、交通規制を実施した	
20		高速道路の夜間規制での作業において、事故渋滞や急激な天候悪化等により規制開始の遅延や途中中止となった。このような場合の交通規制、交通監視員の費用の取扱い	
21		発注時日中の規制を予定していたが、他の夜間作業との相乗り規制が可能となった為、により夜間交通規制内での作業を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 条件変更該当する為、日中作業から夜間作業へ変更指示の上、費用計上。

22	支障移転の追加	支障物件(電柱、架空線等)の移設時期が工程上支障となるため仮迂回を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の工程調整を適切に行い仮迂回が生じないよう発注者により対応しておくことが基本。 ・ やむを得ず仮迂回が必要となる場合は、必要に応じて費用を計上。
23	安全対策の追加	受注者が計画した夜間照明では、実作業時に暗いため、追加で照明設備を準備するよう指示した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に要する設備は、施工計画の段階で協議し、互いに確認すべき事項。 ・ 積算基準において夜間作業における照明費用は、諸経費にて率計上されるため、別途計上はできない。
24	地元協議による追加	地元協議において、現場内からの粉じん対策が要望されたため、現場内の散水による粉じん対策を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性を整理のうえ費用計上。
25		道路照明工事において、照明設置後に工事箇所近傍の地権者より光害対策を要望されたため、同一工事内で遮光ルーバーの設置や灯具角度調整を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性を整理のうえ費用計上。
26		インター入口情報板の設置に際し、占用予定用地の地権者より設置位置に関する要望の変更を受け、基礎及び支柱形状の変更が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性を整理のうえ費用計上。

施設工事請負契約における設計変更ガイドライン
(令和5年7月版)

令和5年 7月 初 版
監 修 東日本高速道路株式会社
発 行 東日本高速道路株式会社
〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビルディング
TEL 03-3506-0111 (代表)

無断転載複製を禁ず

Copyright2023 East Nippon Expressway Company Limited